○農林水産省告示第千三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市曲り字河内谷一三三七、一三三八の一、一三四二、字柳ケ平一三四九から一三五二まで、美作市太田字長畑四二九、四三一、**久米郡久米南町**全間字西の谷八三一の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長畑四二九・四三一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに関係市役所及び**久米南町**役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県磐田市寺谷字東通一八九、字五平上八七一、字西掛八七三、一〇〇四、一〇〇六、字古坂南一〇〇五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び磐田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　東京都町田市広袴三丁目一八の一二・一八の一六・一九の一から一九の三まで・一九の一四から一九の一六まで・二〇の四・二〇の五・二〇の一二から二〇の一四まで・二一の一から二一の四まで・二一の一三から二一の一五まで・二五の七から二五の九まで・二五の二三・一〇六・一二五・一二八・一二九（以上二十八筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都庁及び町田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府亀岡市古世町千歳山二の六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び亀岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡片品村大字戸倉字金井沢八九一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡片品村大字戸倉字金井沢八九一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字南野牧字タラ久保一〇〇〇一の三（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一〇〇〇一の一三から一〇〇〇一の一七まで、一〇〇〇二の二一、一〇〇〇三の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字南野牧字タラ久保一〇〇〇一の二〇から一〇〇〇一の二二まで・一〇〇〇一の二四・一〇〇〇一の二六・一〇〇〇二の二二・一〇〇〇二の二三・一〇〇〇三の一二（以上八筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　東京都青梅市成木五丁目一五〇四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都庁及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里三丁目一四九の五（国有林）

二　保安林として指定された目的　魚つき

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三九の三、三九の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅